

3. バリアフリーに関する問題点等の整理

3-1 関係者への意向把握

(1) 現地確認会

美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想を作成するにあたり、現地状況で改善すべき項目等を確認することを目的として、現地確認会を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。また、次ページに現地確認会での確認ポイント及び当日の状況写真を示します。

表 現地確認会の概要

日時	2023年（令和5年）8月22日（火）10時30分から11時30分	
参加者	美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員	17名
	オブザーバー	1名
	上記委員の随行者	3名
	中津川市（リニア都市政策部）	6名
	参加者合計	27名

※本基本構想では、美乃坂本駅前の空間を「駅前広場」として記載します。



図 現地確認会の確認箇所、確認ルート

表 現地確認会での確認ポイント

歩行空間（生活関連経路上）	
歩道・歩行空間	<ul style="list-style-type: none"> ・段差 ・歩きやすさ ・側溝ふた(グレーチング) ・舗装のすべりやすさ ・雑草による視認性 ・路面表示の視認性
占有物等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路付近の電柱 ・標識 ・違法駐車、駐輪 ・横断防止柵 ・ガードレール
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・色 ・材質 ・貼り方 ・位置 ・状態
公共交通機関	
美乃坂本駅の入口からホームへの経路・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・段差 ・待合室 ・手すりの位置 ・階段の踏面(ふみづら)、蹴上(けあげ) ・改札幅
券売機	<ul style="list-style-type: none"> ・有人窓口 ・操作面の視認性 ・点字の有無
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・色 ・材質 ・貼り方 ・位置 ・状態
情報案内	<ul style="list-style-type: none"> ・音声アナウンス ・案内看板 ・電光掲示板
バス・タクシー乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り場への誘導案内の視認性 ・案内表示（時刻表）の視認性

■当日の状況写真



当日説明の様子



美乃坂本駅構内の確認



駅前広場の確認



生活関連経路の確認

(2) 関係団体への聞き取り

現地確認会での美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員からの意見だけではなく、知的障がい者等の幅広い意見を踏まえてバリアフリー化を進めるため、聞き取りを行いました。下表に聞き取りを行った団体等及び聞き取り内容を示します。

表 聞き取りを行った団体等

団体・施設名等	項目
・社会福祉法人ひがし福社会障害者地域支援センター～結～	知的・精神
・地域包括支援センターひだまり苑	認知症
・中津川市発達支援センター「どんぐり」	発達障がい
・中津川市発達支援センター「つくしんぼ」	発達障がい
・中津川市子育て支援センター	妊産婦等

表 関係団体への聞き取り内容

項目	聞き取り内容
バリアフリー	・バリアフリー化を図るにあたり、配慮すべき内容
その他	・高齢者、障がい者等の特性に関することや要望事項

(参考) 障がい者数の推計、認知症の高齢者数の将来推計

表 障がい者数の推計

	2016年度 (平成28年度)	2018年度 (令和元年度)	2023年度 (令和5年度)
身体障害児・者	393.7万人	436.0万人	436.0万人
知的障害児・者	74.1万人	108.2万人	109.4万人
精神障害児・者	392.4万人	419.3万人	614.8万人
総数	860.2万人	963.5万人	1,160.2万人
総数に対する知的・ 精神障害児・者の割合	54.2%	54.7%	62.4%

資料：障害者白書

表 認知症の高齢者数の将来推計

	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
各年齢の認知症有病率が 一定の場合の将来推計	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人
各年齢の認知症有病率が 上昇する場合の将来推計		525万人	631万人	730万人	830万人

資料：厚生労働省老健局の「認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」を一部加工

障がい者数、総数に対する知的・精神障がい児・者の割合の増加傾向及び認知症の高齢者数の将来的な増加も想定されることを踏まえ、多様な関係団体から聞き取りを行っています。

3-2 問題点等の整理

(1) 現地確認会の結果

現地確認会で確認した問題点を、対象・項目毎に整理します。また、現地状況の写真を示します。

表 問題点等の整理（美乃坂本駅・駅舎、駅前広場）

対象	項目	問題点等（委員からの主な意見）
美乃坂本駅・駅舎	全体	駅舎内の路面にデコボコがある
	待合室	視覚障害者誘導用ブロックが一部剥がれている
	駅舎出入口	駅前広場との出入口に段差がある
	ホーム	ホームに転落防止柵がない 駅にエレベーターがないため、車椅子利用者が移動できない
	改札	障がい者が駅員のいない場合に切符購入等ができない場合がある
	階段	階段の手すりが一部片側のみ 階段の踏面が破損して滑りやすい
	案内	情報案内の電光掲示板が必要
	トイレ	トイレがバリアフリーになっていない
駅前広場	バス停	バス停の案内がわかりにくい
	案内	生活関連施設への案内標識がない タクシー乗り場の路面表示が消えていてわかりにくい
	歩行空間	道路がデコボコ 歩道の白線が消えている



美乃坂本駅舎入口の段差



階段の踏面破損

表 問題点等の整理（市道坂本 81 号線、県道苗木恵那線、県道美濃坂本停車場線）

対象	項目	問題点等（委員からの主な意見）
81 市道坂本 号線	歩行空間	歩道に段差がある、狭い、デコボコしている 側溝の蓋がない、グレーチングが破損している
	付帯施設	視覚障害者誘導用ブロックがない
県道苗木恵那線	歩行空間	歩道に段差がある、狭い、デコボコしている 歩道と車道が分離されていない 側溝の蓋がない、グレーチングが破損している
	案内	坂本小学校の出入り口に目印が必要 標識が見えにくい 道路標示（白線）が消えている
	交差点	横断歩道がない
	付帯施設	歩車道境界ブロックがない区間がある
県道美濃坂本停車場線	歩行空間	歩道に段差がある、狭い、デコボコしている グレーチングが浮いている 車が歩行者動線上に駐車している
	案内	坂本中学校の出入り口に目印が必要
	交差点	横断歩道がない
	付帯施設	カーブミラーの視認が良くない ガードレール（横断防止柵）が変形・破損している



歩道側に変形した横断防止柵



車が歩行者動線上に駐車している



幅の狭い歩道



歩道と車道が分離されていない



歩道部がデコボコしている



歩道に段差がある



グレーチングのすき間が広い



側溝老朽化（両側）、ガタつき、段差



視覚障害者誘導用ブロックがない



グレーチングの浮き



道路標示（白線）が消えている



標識が見えにくい

(2) 関係団体への聞き取り結果

関係団体への聞き取りで確認した意見や問題点を、項目毎に整理します。

表 問題点等の整理（関係団体への聞き取り）

項目	問題点等（関係団体からの主な意見）
バリアフリー	<p>【知的、精神障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的に直感的にわかる看板があると良い <p>【発達障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的に直感的にわかる看板があると良い（ひらがな表示やイラスト等） ・飛び出し防止柵があると良い ・トイレ等の出入口には子どもが届かない位置にも鍵があると良い <p>【妊産婦等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーと子どもが並んで通れる幅を確保してほしい ・ベンチには手すりがあると良い ・トイレ等の出入口には子どもが届かない位置にも鍵があると良い <p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内は動線的に行うと良い ・施設への案内は文字と絵の両方で表示することや生活関連経路の動線上のなかにあると良い ・案内の表示の統一が必要で、色や情報が多いのは良くない ・扉の向こうを想像できるように配慮して欲しい ・重要な動線をわかりやすく表示すると良い ・脳が疲れやすいので、休める場所があると良い ・自分の位置がわかるような表示があると良い
その他	<p>【知的、精神障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が時間に関係なく自由に過ごせる居場所作りができると良い <p>【発達障がい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声や文字では伝わらないことがある ・人によって特徴が異なり、例えば施設では子どもが鍵を勝手に開けて、出ていくこともある <p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間認識ができないことを理解してほしい <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の集いの場があると良い

4. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針と利用者への配慮事項

4-1 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な人たちが役割を担い、連携することにより、移動の連続性を確保することが重要です。

そこで、ハード・ソフト両面からの取り組みを実施し、美乃坂本駅周辺の移動等円滑化を実現するものとします。

また、リニア中央新幹線整備（2027年（令和9年）以降品川・名古屋駅間開業予定）に伴うリニア岐阜県駅整備や土地区画整理事業（2029年（令和11年）事業完了予定）等の事業が進められています。美乃坂本駅周辺の新たな整備を含めた一体的な移動等円滑化を推進するため、次のように基本方針を定めます。

①地域住民が安全・安心に活動できるバリアフリー化の推進

日常利用される地域住民の方が安全・安心に活動できるよう、生活関連施設や生活関連経路等について、特定事業とともに道路補修等による定期的な改善によりバリアフリー化を推進します。

②美乃坂本駅周辺の新たな整備を含めた一体的なバリアフリー化の推進

リニア中央新幹線（リニア岐阜県駅）整備や土地区画整理事業、美乃坂本駅の自由通路の整備及び橋上駅化が進展する中で、既存施設のバリアフリー化とともに、新たに整備されるエリアも含めて一体的なバリアフリー化を推進します。

③心のバリアフリー化の推進

美乃坂本駅周辺のバリアフリー化を図るためには、単に施設や経路のハード整備だけでなく、「心のバリアフリー」等のソフト施策についても一体的に実施することが効果的です。広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、行政、市民、事業者・団体等の関係者がそれぞれの役割を理解し、協力して心のバリアフリー化を推進します。

4-2 重点整備地区における利用者への配慮事項

リニア開業後の交流人口の増加や美乃坂本駅周辺を中心とした新たなまちづくりを見据え、障がい者、認知症の方、妊産婦、外国人等誰もが安心安全に利用できるようにするため、次のように配慮事項を定め、今後整備される施設を含む不特定多数が利用する施設の施設管理者は留意するものとします。

①情報提供に関してデザインや掲示方法に配慮する

案内表示は統一したデザインとするとともに、多色の利用を控えるようにします。

また、歩行者が休憩できる場所では、掲示物等の量を調整し、情報過多とならないようにします。

②施設から外への急な飛び出しがないように配慮する

子どもが多く利用する施設の出入口等の鍵は、子どもの手の届かない場所にも設置することで、道路等への飛び出しを防止します。

③施設内の案内は誰もが直感的にわかるように配慮する

知的・発達障がい者、子ども、認知症の方、外国人等誰もが視覚で直感的に目的の場所が分かるように施設の案内を文字だけでなく、ピクトグラム等のイラストを使用することとします。

5. 重点整備地区及び生活関連施設、経路の設定

5-1 重点整備地区

(1) バリアフリー法上の位置づけ

- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

(2) 重点整備地区の区域の設定方針

重点整備地区の区域は、美乃坂本駅周辺の状況を踏まえ設定します。

- ・美乃坂本駅周辺は、南北方向は高低差の大きい地形状況となっていることを踏まえ、高齢者、障がい者等の徒歩圏を考慮した区域を設定する。
- ・将来的なりニアのまちづくりを見据え、美乃坂本駅の自由通路の整備、橋上駅化、リニア岐阜県駅整備及び土地区画整理事業等を考慮した一体的な区域を設定する。
- ・重点整備地区の境界は、既存道路や施設の地形地物や都市計画道路等により境界を明確に定めることを基本とする。

5-2 生活関連施設

(1) バリアフリー法上の位置づけ

○高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

(2) 生活関連施設の設定方針

生活関連施設は、以下のとおり設定方針を整理します。

- ・不特定多数の人が利用する施設を生活関連施設に設定する。
- ・日常生活又は社会生活において高齢者、障がい者等の利用が想定される施設を生活関連施設に設定する。
- ・移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することができる施設を生活関連施設に設定する。

(3) 美乃坂本駅周辺の生活関連施設

生活関連施設は生活関連施設の設定方針を踏まえ、以下の施設を位置づけます。

表 生活関連施設一覧表

項目	施設名
特定旅客施設	美乃坂本駅
官公庁等	坂本郵便局、JAひがしみの坂本支店
教育文化施設	市立坂本小学校、市立坂本中学校

5-3 生活関連経路

(1) バリアフリー法上の位置づけ

○生活関連施設相互間の経路

資料：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

(2) 生活関連経路の設定方針

生活関連経路は、旅客施設（美乃坂本駅）からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動も考慮する必要があるため、以下のとおり設定方針を整理します。

- ・生活関連施設間を結ぶ主な経路を生活関連経路として設定する。
- ・歩道が整備されている路線やスクールゾーンの指定といった日常的に利用頻度の高い経路を生活関連経路として設定する。

(3) 美乃坂本駅周辺の生活関連経路

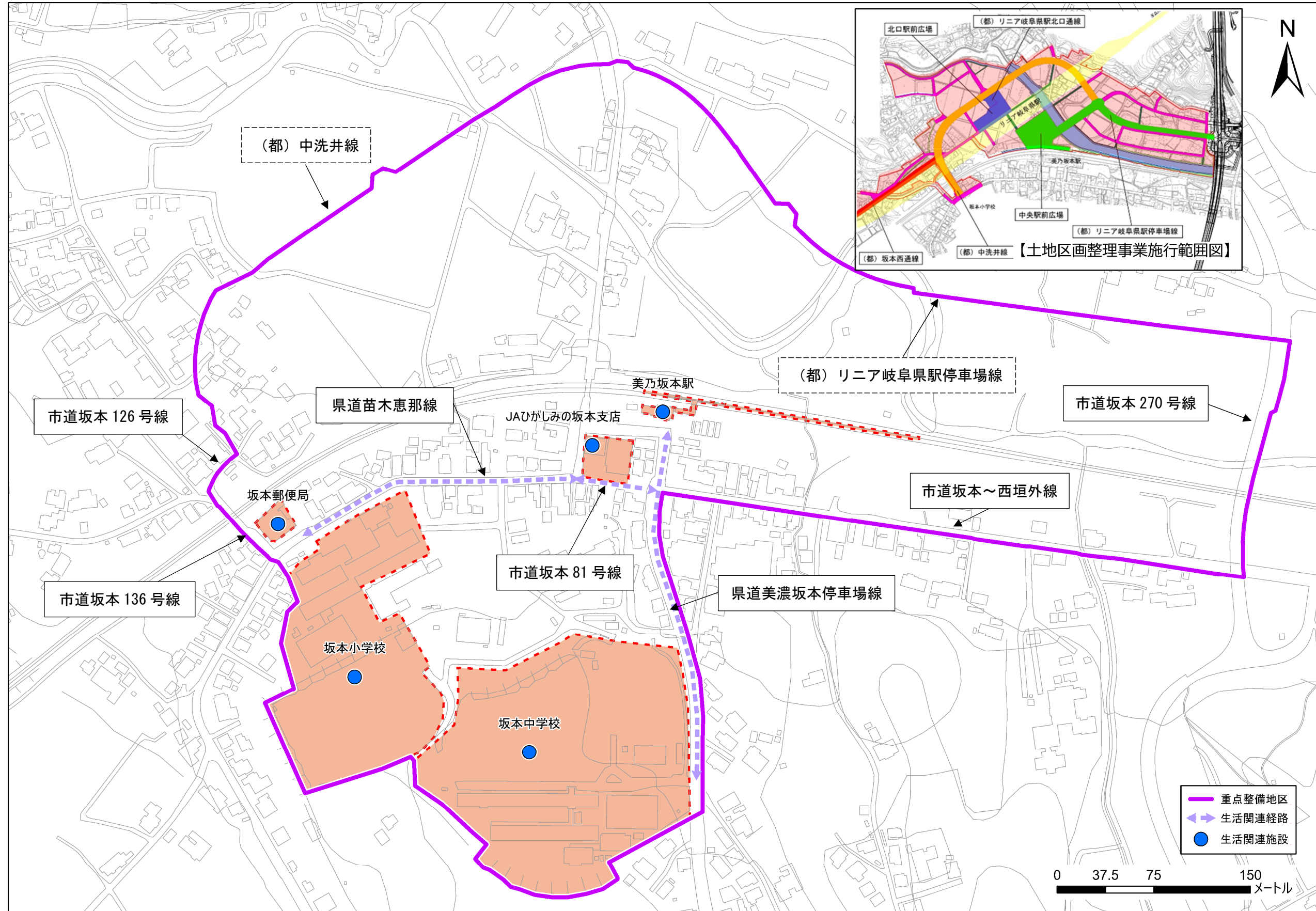
生活関連経路は生活関連経路の設定方針及び美乃坂本駅周辺の生活関連施設の状況を踏まえ、以下の路線を位置づけます。

表 生活関連経路一覧表

路線名	備考（生活関連施設の相互間のネットワーク等）
県道苗木恵那線	坂本郵便局、JAひがしみの坂本支店、市立坂本小学校
県道美濃坂本停車場線	美乃坂本駅、市立坂本中学校
市道坂本81号線	生活関連経路である県道苗木恵那線と県道美濃坂本停車場線を結ぶ路線

5-4 重点整備地区及び生活関連経路等の設定

前述の内容を踏まえ、重点整備地区及び生活関連経路等を下図のとおり設定します。



6. 実施する特定事業等

6-1 実施する特定事業等の位置づけ

前述の重点整備地区内において、移動等円滑化の問題点に対応し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくため、特定事業及びその他の事業を位置づけます。

実施時期は、計画年次である2033年度（令和15年度）までを中期とし、その中間年次である2028年度（令和10年度）までを短期、2033年度（令和15年度）より後を長期と位置づけます。また引き続き実施する内容については、継続実施、必要に応じて都度実施するものを随時実施として位置づけます。

(1) 公共交通特定事業

1) 実施方針

- ・ 鉄道駅は、高齢者、障がい者等の意見を踏まえ、既存施設の整備状況を改善しバリアフリー化を推進します。
- ・ 美乃坂本駅は橋上駅化の検討が進められているため、検討内容と調整を図りながら事業を実施します。

2) 実施内容

美乃坂本駅		
整備項目等	事業主体	実施時期
・ 駅舎内に可変式情報表示装置を設置	中津川市/JR東海	中期～長期
・ 階段の両側に手すりを設置	中津川市/JR東海	中期～長期
・ 階段の踏面を滑りにくい仕上げに改修	中津川市/JR東海	中期～長期
・ エレベーターを設置（駅舎出入口～ホーム間）	中津川市/JR東海	中期～長期
・ 高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイレ）に改築	中津川市/JR東海	中期～長期

【特定旅客施設の位置づけについて】

公共交通特定事業は、特定旅客施設を対象に実施されるバリアフリー事業となります。

美乃坂本駅は、移動等円滑化のための事業をリニア岐阜県駅と一体的に実施することが、美乃坂本駅を中心とする地域における移動等円滑化を図る上で、効率的かつ効果的であります。そのため、法律上の特定旅客施設の要件である「当該旅客施設の周辺における移動等の円滑化の状況から事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの」に該当するものと考え特定旅客施設に位置づけます。

(2) 道路特定事業

1) 実施方針

- ・生活関連経路上の歩道部は、高齢者、障がい者等が安全・安心に移動できるよう既存施設の整備状況を改善しバリアフリー化を推進します。
- ・歩道の整備や既存歩道幅員の確保といった関係者との協議や調整に時間を要する事業は、大規模改修等に併せてバリアフリー化を推進します。(P50 図参照)

2) 実施内容



図 路線図（市道坂本 81 号線）

市道坂本 81 号線			
位置※	整備項目等	事業主体	実施時期
+35m	・歩道部の路面の修繕による段差、デコボコの解消	中津川市	短期
+60m	・水路合流部の開口部の解消	中津川市	短期
全線	・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、ガタツキの解消	中津川市	短期
全線	・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)	中津川市	中期

※ 位置は、路線図上の 0 m からの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。



図 路線図（県道苗木恵那線）

県道苗木恵那線			
位置※	整備項目等	事業主体	実施時期
+50m	・水路合流部の開口部の解消	岐阜県	短期
+130m～ +220m	・歩道部の路面の修繕による段差、 デコボコの解消	岐阜県	短期
全線	・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、 ガタツキの解消	岐阜県	短期
全線	・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)	岐阜県	中期

※ 位置は、路線図上の0 mからの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。



図 路線図（県道美濃坂本停車場線）

県道美濃坂本停車場線			
位置※	整備項目等	事業主体	実施時期
+50m～ +280m	・歩道部の路面の修繕による段差、 デコボコの解消	岐阜県	短期
+50m～ +280m	・側溝又は側溝蓋の取替等による段差、 ガタツキの解消	岐阜県	短期
全線	・グレーチング蓋の取替(滑り止め、細目化)	岐阜県	中期

※ 位置は、路線図上の0mからの距離を示しています。

※ 上記の整備項目等は位置で示した区間の必要箇所のみ実施します。

(3) 交通安全特定事業

1) 実施方針

- ・生活関連経路における違法駐車・駐輪等の防止によりバリアの解消を図ります。
- ・横断歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン※の整備といった関係者との協議や調整に時間を要する事業は、大規模改修等に併せてバリアフリー化を推進します。(P50 図参照)

※エスコートゾーンは、横断歩道の中央部に敷設した視覚障害者誘導用ブロックのことで、視覚障がい者が安全に車道を横断できるようにするためのものです。



エスコートゾーンの整備例

2) 実施内容

市道坂本 81 号線		
整備項目等	事業主体	実施時期
・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施	岐阜県警察	継続実施

県道苗木恵那線		
整備項目等	事業主体	実施時期
・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施	岐阜県警察	継続実施

県道美濃坂本停車場線		
整備項目等	事業主体	実施時期
・違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施	岐阜県警察	継続実施

(4) 教育啓発特定事業

1) 実施方針

- ・移動等円滑化の促進に向けて、バリアフリーに関する教育活動や啓発活動等に取り組みます。

2) 実施内容

教育活動		
活動項目	事業主体	実施時期
・共生社会の大切さを周知できるよう道徳的教育と人権教育の充実	中津川市	継続実施
・特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流事業を推進し、互いの理解促進を図るとともにインクルーシブ教育※の構築	中津川市	継続実施
・特別支援教育や人権教育に関わる教員の知識や指導力を高める研修の実施	中津川市	継続実施
・福祉推進校における福祉ボランティアの強化学習や体験活動等、先進的な取り組みの実施	社会福祉協議会	継続実施
・障がいのある人への理解を深め、障がいのある人を支援するボランティア育成のための研修会を開催	社会福祉協議会	継続実施

※インクルーシブ教育とは、子どもたちの多様性を尊重し、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての子どもを包含する教育方法のことをいいます。

啓発活動		
活動項目	事業主体	実施時期
・障がいの種類、程度にあわせ、移動に関する助成等の支援の情報提供	中津川市	継続実施
・広報誌、HP等の情報提供手段を通して障がいや障がいのある人に対する市民の理解、意識の啓発	中津川市	継続実施
・障がい者団体やイベントにおいて、障がい者理解の促進	中津川市	継続実施
・障がい者週間等を周知し、障がいや障がいのある人への関心と理解を促進	中津川市	継続実施
・障がいのある人に関するマークの普及	中津川市	継続実施
・障がい者差別防止の啓発活動や相談、紛争の防止、解決のための取り組みを推進	中津川市	継続実施
・認知症講演会や認知症サポーター養成講座により、認知症に関する正しい知識や理解を広げるための啓発活動を実施	中津川市	随時実施
・歩行者の道路横断時における注意、車が歩道に進入する際に歩行者の安全確保や歩行者が多い場所での速度の抑制等運転者に対して安全運転に関する啓発活動を実施	中津川市	随時実施
・駅利用者の協力を得て、「声かけ・サポート」運動を実施	J R 東海	随時実施

(5) その他の事業

その他の事業は、生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業において、前述した特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業）に該当しない項目を整理します。

1) 実施方針

- ・美乃坂本駅周辺の事業は、事業の進展を踏まえながら一体的なバリアフリー化を推進します。
- ・高齢者、障がい者、外国人等の円滑な移動に配慮した分かりやすい情報提供を検討します。
- ・車道の修繕等の維持管理は、不具合のある箇所を確認した際に随時実施します。
- ・駅前広場については美乃坂本駅の橋上駅化等の改修の進捗状況を踏まえて、整備を実施します。

2) 実施内容

対象	整備項目等	事業主体
美乃坂本駅	・ 駅舎出入口の舗装のひび割れ等を補修	中津川市 J R 東海
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの補修	中津川市 J R 東海
生活関連経路	・ 車道の路面の修繕等適切な維持管理	岐阜県 中津川市
	・ 白線の補修	岐阜県 中津川市
	・ 道路標識の取替等	岐阜県
	・ 横断歩道付近のカラー舗装の整備	岐阜県
	・ 破損等した防護柵の補修、取替	岐阜県
	・ ラバーポールの反射板の貼り直し	岐阜県
車両	・ バスやタクシー等の車両更新時に、バリアフリー車両の導入を優先的に実施	交通事業者
生活関連施設	・ わかりやすい案内看板の設置 (ふりがなの併記や多言語化、イラスト、ピクトグラム、触知案内板等)	施設管理者

(6) 大規模改修時に対応すべき主な問題点の図示

現地確認会で問題があると意見があったもののうち、特定事業の実施方針で大規模改修等に対応するとしたものを下図に示します。

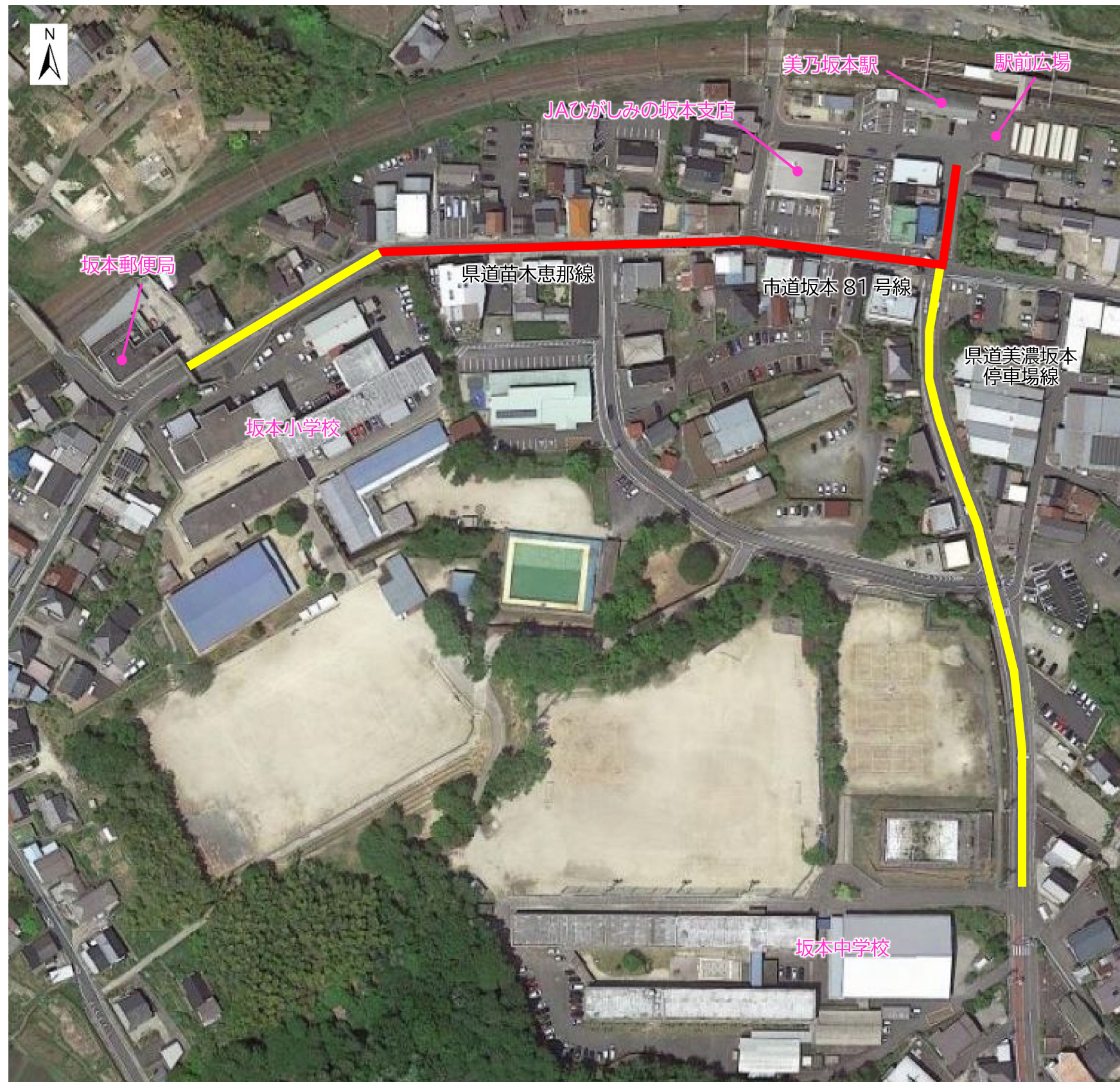


表 大規模改修時に対応すべき主な問題点等



箇所	大規模改修時に対応すべき主な問題点等
	歩道がない箇所
	歩道の幅員が不足する箇所
生活関連経路のうち、必要箇所	横断歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロック・エスコートゾーンの整備

図 大規模改修時に対応すべき主な問題点の位置図

7. 基本構想の進行管理

7-1 基本構想の進行管理

美乃坂本駅周辺ではリニア岐阜県駅等の整備が予定されており、近い将来、当地区を取り巻く社会環境は大きく変化することが想定されます。リニア岐阜県駅整備後は本市だけでなく、岐阜県の東の玄関口として重要な交通結節点となることが想定され、駅周辺にも多様な施設が整備されると考えられます。

そのため、基本構想作成後は特定事業の進捗を確認・評価するとともに、美乃坂本駅周辺の新たな整備を踏まえ、必要に応じた見直しを実施していくことが必要です。

以上のことから、本基本構想の実効性を高め移動等円滑化を実現するため、継続的な取り組みに努めます。

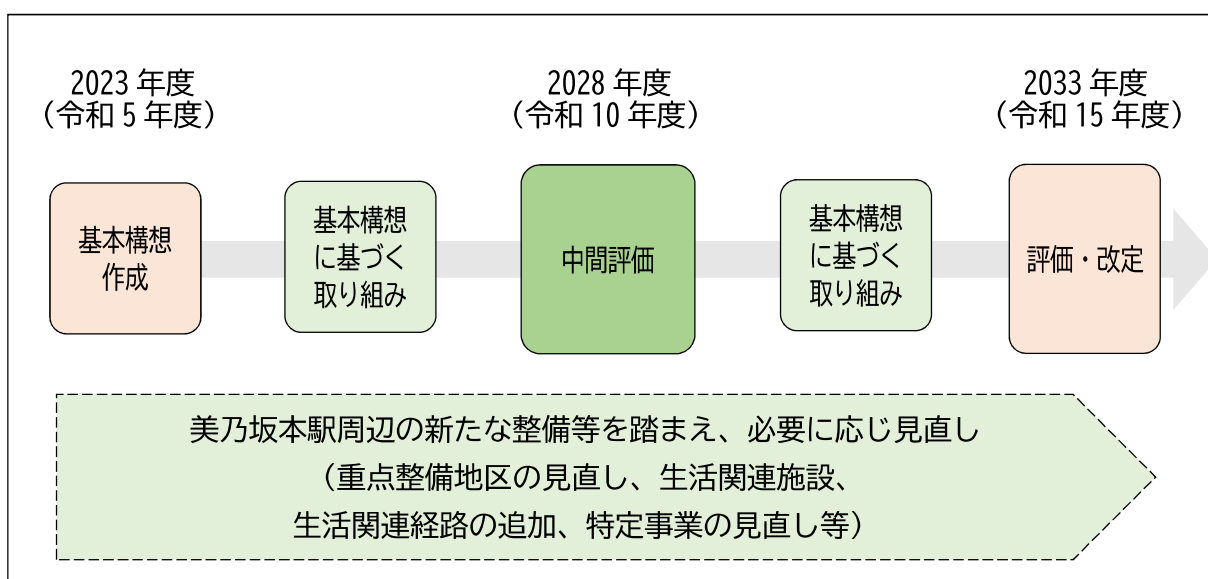


図 基本構想の進行管理イメージ

(参考) 基本構想の評価・見直し・改定について

基本構想作成後の5年目に予定する中間評価は、施設設置管理者等が作成した特定事業計画書、特定事業計画完了報告書に基づき、事務局で進捗を確認し、評価を行います。また、評価の内容から適宜関係者との調整により中間見直しを行うこととします。

基本構想作成後の10年目には、進捗の確認、評価と併せて、美乃坂本駅周辺の整備状況や社会情勢の変化、高齢者や障がい者の状況及び市の関連計画等の見直しを踏まえ、必要に応じて美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会を招集し、基本構想の改定を行うこととします。

7-2 特定事業計画の流れ

特定事業計画は、特定事業に位置づけられた事業主体が作成し、この計画に基づいて、事業を実施する義務が課せられます。特定事業計画の内容については、事務局で確認し調整を図るとともに、必要に応じて関係者とも調整を図ります。

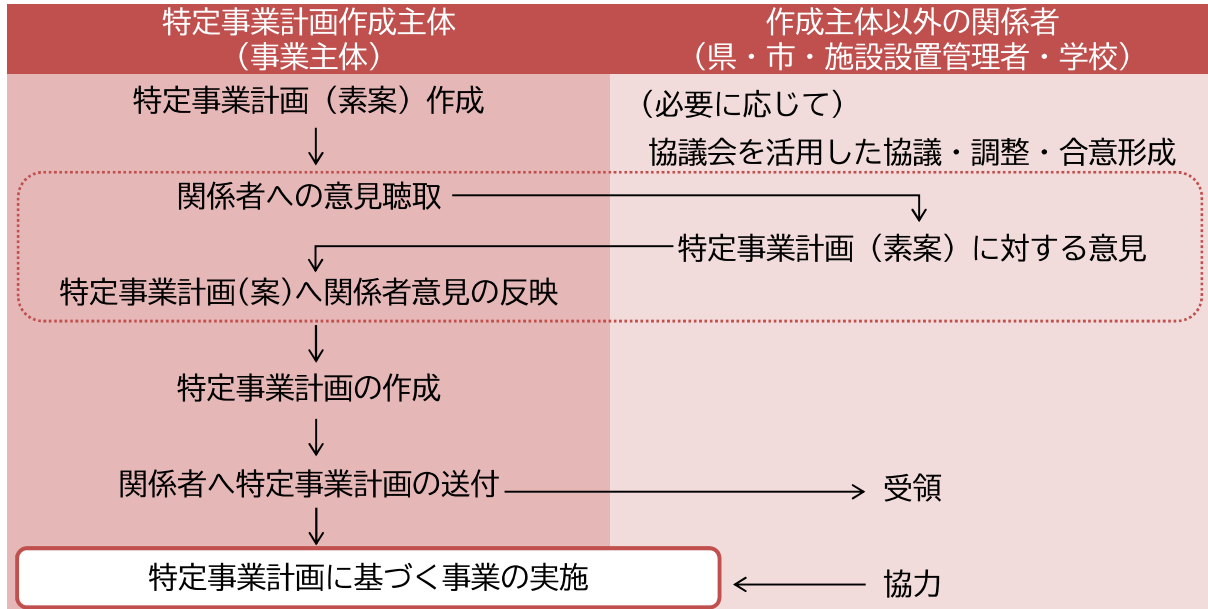


図 特定事業計画作成の流れ

7-3 基本構想の実現に向けた役割

基本構想の実現に向けては、バリアフリーに関するハード対策とソフト対策によるバリアフリー化を推進するため、行政・市民・事業者、団体等がそれぞれの役割を担いながら連携していきます。

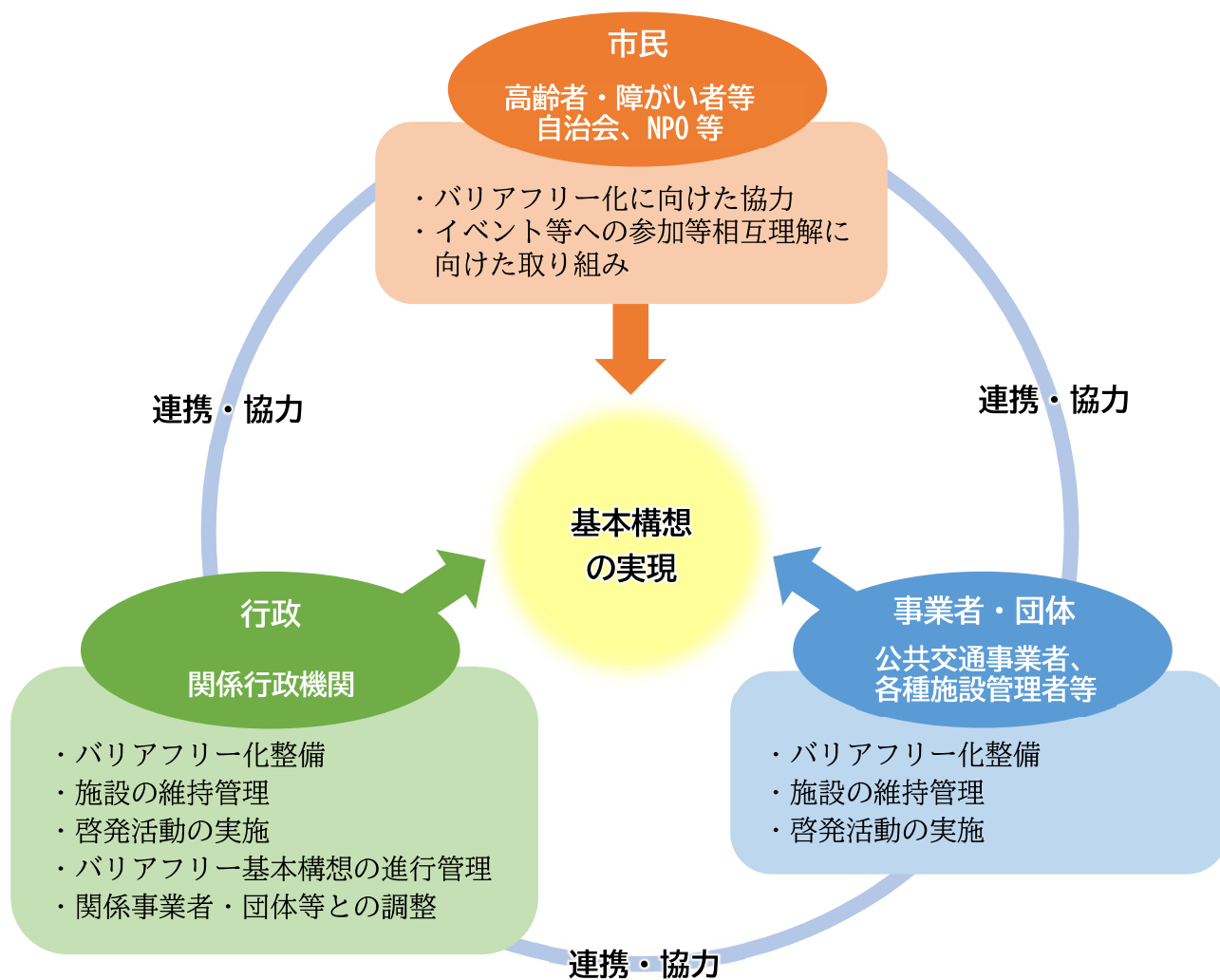


図 基本構想の実現に向けた関係者の役割